

いじめについて、皆で考えましょう。

これって『いじめ』ですか？

<例1>〇〇中に在籍する A さんは、同じクラスの B さんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と、厚意から助言をしました。しかし、コミュニケーションが苦手な A さんは、その言葉で深く傷つきました。

<例2>〇〇中の〇年〇組に在籍する A さんと B さんは、同じクラスの C さんの陰口を言っていました。それを聞いていた D さんが C さんに、A さんと B さんが悪口を言っていたよと伝えました。そのことによって、C さんは傷つきました。

2つの例とも、いじめ防止対策推進法第2条により『いじめ』と捉えられます。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ防止対策推進法第2条

学校では、「子どもや保護者からの直接の訴え」「生活アンケート」「やりとり帳」「日々の観察」などにより、いじめ等を早期に発見し、対応するようにしています。この1年間に本校で対応した件数は、2月16日現在で **10件** となっております。そして、このほとんどが<例2>のような間接的な悪口、陰口です。また、SNS上の悪口、陰口です。この件数は、氷山の一角であり、実際はこの何倍もの事案が発生していると考えています。特に、SNS上で発生している事案は学校では把握が全くできません。

このような『いじめ』を0（ゼロ）にすることは非常に困難ですが、発見できずに大きな被害に発展し、不登校になったり、命を落としたりするような事態になることだけは、絶対に防がなくてはなりません。（それでも、いじめ0（ゼロ）を目指します!!!）

そこで、改めて保護者の皆様をお願いと理解していただきたいことがあります。

- ① 「いじめは、どの子どもにも起こりうる」という共通認識を持ち、いじめのサインを見逃さないようにしましょう。
- ② お子さんの様子がおかしい場合や、何らかの変化に気づいた場合は、すぐに学校に連絡ください。
- ③ SNS 上のトラブルは、原則学校での対応はできません。保護者の責任において、再度 SNS の使用について、指導監督をお願いします。もちろん、SNSトラブルを未然に防止するための注意喚起は学校でも責任もって行います。
- ④ いじめが発生した場合の学校の対応は、被害者に寄り添うことを基本としますが、同じ学校の仲間として、「お互いのこれからをどうするか？」という視点を最優先に考え、指導を進めていきます。

全ての子どもたちが幸せな生活ができるように、今後ともご理解とご協力をお願いします。